

## 令和2年度青森県観光安全安心強化事業費補助金Q & A

### 【補助金の名称について】

1	現在は、令和3年度中であるが「令和2年度青森県観光安全安心強化事業費補助金」という名称となっているのはなぜか（誤りではないか）。	令和2年度2月補正の予算を用いているため、補助金の名称に「令和2年度」が付してあります。公募要領に記載するとおり、令和3年度において申請可能な補助金となっています（申請に係る詳細は、交付要綱や公募要領をご確認下さい）。
---	--	---

### 【「令和2年度観光安全安心推進事業費補助金」の交付を受けた場合について】

2	令和2年度中に「令和2年度青森県観光安全安心推進事業費補助金」の交付を受けたが、「令和2年度青森県観光安全安心強化事業費補助金」を申請可能か。	申請可能です。 ただし、「令和2年度青森県観光安全安心推進事業費補助金」の交付を受けた場合は、 <u>上限から既に支払いを受けた額を差し引いた残額</u> が「令和2年度青森県観光安全安心強化事業費補助金」の上限となります。 ※例 「令和2年度青森県観光安全安心推進事業費補助金」を150万円交付を受けた場合は、「令和2年度青森県観光安全安心強化事業費補助金」の交付を受けられる金額の上限は250万円となります。
---	---	---

### 【「令和3年度観光安全安心強化事業費補助金」の交付を受けた場合について】

3	これまでに「令和3年度青森県観光安全安心強化事業費補助金」の交付を受けた場合は、申請可能か。	「令和3年度青森県観光安全安心強化事業費補助金」の交付状況に応じて、申請可否が決まります。まずは事務局に御相談下さい。
---	--	---

### 【補助対象事業者】

4	補助対象事業者は誰か。	観光事業者、観光遊覧船事業者及び宿泊事業者が対象者です。 それぞれの事業者の定義は公募要領をご覧ください。
5	個人事業主は対象になるか。	個人事業主も対象です。
6	本社が県外の場合、対象になるか。	県内に施設を有し、県内施設において感染予防対策を実施する場合は対象となります。
7	県内に本社がある宿泊事業者が、県外の施設で実施する感染症対策は対象になるか。	対象となりません。（県内施設で実施する感染防止対策に対する補助金であるため）
8	指定管理者の場合は対象となるか。	指定管理業務の範囲外は補助対象となります。

9	令和2年4月7日以降に営業開始した宿泊施設も対象となるか。	対象となります。
10	令和2年4月7日以降に、事業承継、法人化、合併があった場合、補助対象事業者となるか。	補助対象事業者になるかどうかの判断については、事務局にお問い合わせください。
11	県内で複数の施設を経営しているが、上限額はいくらになるか。	本補助金の上限額は施設ごとではなく、事業者ごとに考えます。そのため、複数の施設があっても、上限額は400万円となります。
12	暴力団はなぜ支給対象外なのか。	暴力団は集团的、常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある反社会的勢力であり、これらの団体への公金の支出は適切でないと判断されることから、支給対象外です。

### 【補助対象経費】

13	対象経費としてどのようなものが認められるか。	公募要領（P7）別表1のとおりです。ただし、あくまで例示ですので、具体的な対策の内容や効果により、対象となる場合や対象外となる場合があります。
14	交付申請前に支払った経費は対象となるか。	補助対象期間内に購入し、支払いをした場合は認められます。ただし、領収書やレシート等の支払証明書類が必要となります。
15	飛沫感染防止アクリル板は、アクリル以外の素材も対象となるか。	飛沫感染防止に資するものであれば、ガラス製、木製、段ボール製等のものも対象となります。
16	感染防止対策に用いる機器リース代は対象か。	対象となります。 ただし、補助対象期間中の経費が対象となるため、リース期間が補助対象期間を超える場合には、按分等により算出された分のみとなります。
17	車両の購入費用は補助対象か。	従来の車両に加えて購入する、感染防止対策を目的とした宿泊客の送迎車両は対象となります。ただし、車両の更新は対象ではありません。
18	Wi-Fiの整備は補助対象か。	ワーケーション等の受入環境整備の場合は、対象となります。 (従業員が利用するための環境整備の場合は対象とはなりません。)
19	観光業以外の生業も営んでいるが、その感染症対策費用も補助の対象となるのか。	補助の対象とはなりません。

### 【申請手続き】

20	申請書に押印する印鑑は、代表者印でなく会社印でもよいか。	代表者印としてください。
21	別紙1（事業計画書）の所在地記入欄について、2施設分で申請する場合、どのように記入したらよいか。	別紙1の補助事業の概要欄に、それぞれ事業を実施する事業所の名称や所在地の記入をお願いします。

22	今般の申請に関して、自己負担分の全部または一部に国等の補助金を充てることは可能か。	当補助金の対象となる部分は、他の団体の補助金では利用できません。対象としない部分については、他の団体の補助金を利用いただいて結構です。ただし、他の団体の補助金の対象とならない場合もありますので、各補助金の要件をご確認ください。
23	補助金はいつ受け取れるか。	請求書を受領した後、約1か月後になります。手続きの流れは、公募要領（P4）をご確認ください。
24	受付期間が変更になることはあるか。	予算の上限に達した場合は、受付期間中でも受付を終了します。その場合、青森県観光国際戦略局観光企画課のHPなどでお知らせします。
25	概算払い（前払い）は可能か。	原則として精算払いですが、真にやむを得ない事情がある場合は、まずは事務局に御相談下さい。
26	対策を追加で行ったが、再度申請できるか。	既に申請をしている事業者であっても、上限額に達するまで複数回の申請が可能です。ただし、1回の申請における交付申請金額が5万円以上である必要があります。また、定款等の付随資料も再度一式提出が必要になるのでご注意ください。
27	別紙1の事業実施期間はどのように記載すればいいか。	原則として、以下のとおり整理しています。 ①物品、備品等の購入経費 物品・備品の発注日から、物品・備品を受領・設置し、支払いした日まで ②設備・整備などの工事に要する経費 工事の発注日から、工事が完了し、支払いした日まで ③機器、設備等のリース料又はレンタル料 リース・レンタルの契約日からリース・レンタルが終了し、支払いした日まで ※ただし、補助対象期間内しか認められません。補助対象期間の終期である令和4年3月31日を超えて契約をしている場合は、令和4年3月31日を最終日としてください（また、令和4年3月31日までの経費について、令和4年3月31日までに支払う必要があります）。
28	申請後に、新たな感染症対策をした場合、申請書を差し替えて提出してよろしいか。	事業変更承認申請書（第2号様式）の提出が必要となりますが、まずは事務局に御相談ください。
29	変更申請書はどのような場合に提出が必要となるか。	補助事業の内容または経費の配分を変更する場合には、事業変更承認申請書の提出が必要となります。ただし、補助対象経費の20パーセント以内の増減（補助金総額の増額を伴わないものに限る。）の場合はこの限りではありません。
30	支出の証拠となる書類が補助対象にならない経費が混ざったレシート等しかないが申請は可能か。	補助対象外の箇所を黒塗りにするなど、わかりやすく示していただければ問題ありません。なお、納品書、請求書だけでは実際に支払われたか確認がとれないため、必ずレシート等の支出証拠書類をご提出いただいています。

31	レシートには簡略化された商品名しか記載がないが、申請は可能か。 例：除菌機能付きエアコンを購入したが、レシートには「エアコン」とのみ記載されている。	レシートからは、対象とするために必要な条件が読み取れないため、補助対象となりません。
32	支払いを確認できる書類を破棄してしまったが、申請は可能か。	領収書、レシート、金融機関等の振込記録等、支払いが確認できる書類がない場合は、補助対象となりません。
33	クレジットカードで支払った場合も対象となるか。	クレジットカードの支払明細書等により、補助対象の購入、支払実績が確認できる場合は対象となります。
34	E Cサイトのポイント等を利用して支払いした場合、対象となるか。	ポイント等を利用して支払いした金額は、補助対象経費として認められません。 例：10,000円（税抜）の商品購入の際に、2,000円相当をポイント利用で支払い、8,000円をクレジットカードで支払った場合、補助対象経費として認められるのは8,000円となります。
35	レシートに、商品ごとの税込価格が記載されている場合は、消費税額を計算して差し引かなければいけないのか。	消費税及び地方消費税は対象外となります。 ご面倒ですが、消費税を計算して差し引いて申請してください。
36	レシートに日付がない場合はどうしたらいいか。	購入先に相談して、日付の入った領収書（手書きでも可）を発行していただき、日付のないレシートと合わせて申請してください。
37	領収証の宛名が会社名ではなく、個人名で記載されてしまったのだが、対象としてもよいか。	原則として、申請者と領収証の宛名は同一としますが、会社で使用していることを示す資料等があれば、対象となる場合があります。
38	交付申請書と異なる名義の口座を振込先に指定することは可能か。	振込先は、交付申請書と同一名義の口座に限っております。
39	補助金の受領後に廃業することになった場合、どのような手続が必要か。	取得価格が50万円以上の場合は、県へ届出が必要となりますので、まずは事務局へ御相談ください。